

「GAX」ウェブサイト・販促助成物制作サービス委託規約

お客様と、GAX マーケティング株式会社（以下「GAX」という。）は、お客様が GAX に第 1 条の業務を委託する取引に関し、その基本的事項について、次の通り合意します（以下「本契約」という）。

第 1 条（適用範囲）

本契約の各規定は、お客様が GAX に以下の各号に定める業務を委託する目的で締結される契約（以下「個別契約」という。）の全てに適用されます。

- （1）広告宣伝、および販促助成物の企画制作、製作、複製、印刷、梱包、配送業務
- （2）ウェブサイト制作業務
- （3）HubSpot 等の顧客管理システムの設定・構築・運用業務
- （4）その他前各号に関連する業務

第 2 条（個別契約）

1. 個別契約では、お客様が GAX に対し委託する業務の名称、発注年月日、依頼業務の内容、数量、業務委託の対価（以下「業務委託料」という。）の金額、支払時期、支払場所、支払方法、成果物の完成を目的とする業務については、業務の成果物（有体物に限られず、情報その他の無体物を含む。以下「成果物」という。）の規格・仕様、納期、納入場所、納入方法、その他必要な事項を定めます。
2. 個別契約は、お客様が前項に定める事項の全部又は一部を規定した発注書面等を提示して GAX に申し込み、GAX が承諾することにより成立します。
3. 個別契約で本契約と異なる定めをした場合、個別契約の規定が本契約の規定に優先するものとします。

第 3 条（個別契約の変更等）

お客様は、仕様変更その他必要があると認めるときは、お客様及び GAX の記名押印のある書面をもって、GAX との合意に基づき、個別契約の内容を変更することができます。この場合において GAX に損害が発生したときは、お客様は当該損害を賠償しなければなりません。

第 4 条（費用負担）

個別契約の業務遂行に伴って発生する交通費、宿泊費、関連する資料の閲覧・謄写・購入費、コピー代その他の実費及び対価又は諸経費の支払いに関して発生する銀行手数料等の費用の負担は、お客様負担とします。

第 5 条（関係資料等の提供）

お客様は、GAX からの要請に従い、業務の遂行に必要なとなるデータ、プログラム、写真、イラスト、企画書、その他資料・情報（以下「関係資料等」という。）を無償で提供するものとします。お客様は、関係資料等が第三者の知的財産権を含むいかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。

第 6 条（納入）

GAX は、個別契約の規定に従い、お客様に成果物を納入するものとします。

第 7 条（免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、仕入先の債務不履行、その他 GAX の責に帰することができない事由による個別契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能については、GAX は責任を負いません。

第 8 条（検査及び修正対応）

1. お客様は、成果物の納入後、納入された成果物と個別契約に定める仕様との一致を確認する検査を実施し、成果物の納入日から 10 営業日以内にその結果を GAX に書面にて通知するものとします。期間内に通知がない場合は、検査に合格したものとみなします。
2. お客様が、前項の期間内に、成果物と個別契約に定める仕様との齟齬を GAX に具体的に通知したときは、GAX は、当該齟齬の修正を無償で行うものとします。この場合の再度の検査については、前項を準用します。
3. 検査完了後のお客様による修正依頼は、2 回を上限とします。この場合に要する費用については、お客様と GAX との合意により決するものとします。

第9条（所有権及び知的財産権の取扱い）

1. 成果物の所有権は、業務委託料が完済された時をもって、GAX からお客様に移転するものとします。
2. 本業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、GAX に帰属するものとします。ただし、お客様または第三者が従前から保有していた権利及びGAX が企画、演出等に関与せず、撮影したものを一部編集等した成果物に関する著作権については、この限りではありません。なお、お客様が、成果物の著作権の譲渡を希望する場合、GAX は有償かつ対価について合意が成立したことを条件に、お客様に対し著作権を譲渡するものとします。

第9条の2（利用権）

1. GAX は、お客様に対し、お客様が申込書に記載する目的の範囲において使用するために、成果物を複製、頒布、公衆送信又は上映等の方法により公開することを承諾します。
2. GAX が成果物の全部または一部を第三者に使用させる場合は、事前にお客様の承諾を得るものとします。また、GAX が成果物を自社の Web サイト・会社案内・サービスカタログ等において広報・宣伝を目的として使用する場合も同様とします。
3. 本規約において広報・宣伝目的とは、GAX が成果物の制作に関連していることの明示を主たる目的とした利用を指します。

第9条の3（二次利用等）

お客様が、成果物の短縮版、改訂版ないし翻訳版等を希望する場合は、GAX にその制作を委託するものとします。

第10条（危険負担）

成果物の滅失、毀損、盗難その他の危険は、納入前に発生したものはGAX が負担し、納入後に発生したものはお客様が負担するものとします。

第11条（業務委託料の支払）

1. お客様及びGAX は、経済情勢に大幅な変動が生じたなどのときは、個別契約で定めた業務委託料を、お客様及びGAX の記名押印のある書面をもって変更することができます。
2. GAX は、業務完了後（成果物がある場合には成果物の納入後）、業務委託料の請求書を、速やかにお客様に送達しなければなりません。
3. 個別契約に別段の定めがある場合を除き、お客様は、業務委託料を、これに課税される消費税とともに、納入日が属する月の翌月末日までに、GAX が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は、お客様の負担とします。

第12条（遅延損害金）

お客様は、業務委託料の支払を怠ったときは、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を、GAX に支払わなければなりません。

第13条（契約不適合責任）

1. 民法の規定にかかわらず、契約不適合責任については、成果物に第8条で定める検査においてお客様が合理的な注意を尽くしても発見できない契約不適合があり、かつ、当該製品の納入日から6か月以内にお客様からGAX に対して通知があった場合に限り、GAX はその責任を負うものとします。
2. お客様又は第三者が、成果物を変更、追加又は削除等したときは、GAX は、当該成果物について契約不適合責任を免れるものとします。

第14条（再委託）

GAX は、成果物作成の全部又は一部を第三者に委託したときは、本契約に基づいて自己が負う義務と同等の義務を、当該第三者に負わせるものとします。

第15条（権利譲渡の禁止）

お客様及びGAX は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約及び個別契約に基づく金銭債権その他の債権の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他の処分をすることはできません。

第16条（秘密保持）

1. お客様及びGAX は、本契約及び個別契約に関し相手方から秘密である旨を明示されて開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約及び個別契約の業務を担当する自己の役員及び従業員を除く第三者に、開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。

- (1) 相手方から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 自己による開示又は漏洩の前に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 自己が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報
2. お客様及びGAXは、秘密情報を、本契約及び個別契約の業務に必要な範囲でのみ使用するものとし、その他の目的には一切使用してはならないものとします。

第17条（契約解除）

1. お客様及びGAXは、相手方に本契約又は個別契約に違反する行為がある場合において、相当の期間を定めて書面にて催告したにもかかわらず当該違反行為が是正されないときは、即時に本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。ただし、個別契約の解除は、当該個別契約の成果物の完成前に限られるものとします。
2. 前項によりGAXが個別契約を解除したときは、お客様は、当該個別契約の成果物の出来高に応じた業務委託料（個別契約締結時に作成した見積書で定めた作業項目の出来高に対応する報酬額。但し、作業項目にGAXが着手していた場合は、当該作業項目については、少なくとも対応する報酬額の3割（消費税別）を申し受けます。）を、GAXに対して支払わなければなりません。ただし、GAXはこれを超える損害賠償の請求を妨げられません。
3. お客様及びGAXは、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告なく即時に、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これらに類する手続の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、自らを債務者とする差押え、仮差押え、仮処分の命令の申立があったとき、競売の申立があったとき、公租公課の滞納処分を受けたとき、又は、これらに準じる財産状態の悪化若しくは悪化するおそれがあると認められる客観的事情があるとき。
 - (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき、又はこれに準じる信用状態の悪化若しくは悪化するおそれがあると認められる客観的事情があるとき。
 - (3) 自らが反社会的勢力であり、又は反社会的勢力に協力若しくは関与し、又は反社会的勢力を利用し、又は自らの役員・実質的に経営を支配する者・親会社・子会社のいずれかが反社会的勢力であるとの、疑いが認められる事情があるとき。
 - (4) 相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき、又は相手方に対し重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (5) その他、本契約又は個別契約を継続できないと認められる相当の事情があるとき。
4. 前項によりお客様又はGAXが本契約又は個別契約を解除したときは、解除された相手方は、本契約及び個別契約に基づく一切の金銭債務について、当然に期限の利益を喪失するものとします。

第18条（損害賠償）

お客様及びGAXは、本契約に関し、又は本契約又は個別契約の規定に違反して、相手方に損害を与えたときは、故意又は重過失に基づき相手方に現実に発生した通常損害に限り賠償するものとします。ただし、当該損害賠償額は、当該個別契約の業務委託料を上限とします。

第19条（存続条項）

1. 本契約が終了した場合においても、終了時点において業務が継続中の個別契約については、本契約の規定が引き続き適用されるものとします。
2. 本契約が終了した場合においても、第9条（所有権及び知的財産権の取扱い）、第11条（業務委託料の支払）、第12条（遅延損害金）、第13条（契約不適合責任）、第15条（権利譲渡の禁止）、第16条（秘密保持）、第17条（契約解除）第2項、第18条（損害賠償）、本条及び第22条（紛争解決）の規定は、対象となる事項が存在する限り、引き続き有効に存続するものとします。

第20条（契約変更）

本契約及び個別契約の変更は、お客様及びGAXの記名押印のある書面によってのみ行うことができます。

第21条（通知）

1. お客様は、本契約末尾記載の所在地、又は本契約及び個別契約に関し通常用いられる連絡先を変更したときは、直ちに書面をもって、変更後の所在地又は連絡先を相手方に通知しなければなりません。
2. 前項の通知がなかったために、GAXからなされた通知、催告等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に相手方に到達したものとみなします。

第22条（紛争解決）

1. 本契約に規定のない事項、及び各規定の解釈について発生した疑義については、お客様GAX間で都度協議し、円満に解決するよう努めるものとします。

2. 本契約及び個別契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

2021年 9月 1日 初版制定

2022年 7月 1日 第2版制定

2023年 1月 9日 第3版制定